

小川町建築物耐震改修促進計画

[令和3年度～令和7年度]

令和3年4月

小川町

内容

第1章 はじめに	1
1 計画の概要	1
(1) 計画の目的	1
(2) 計画策定の背景	1
2 小川町の被害想定及び小川町地域防災計画等との関連性	3
(1) 過去の地震履歴	3
(2) 想定される地震の規模及び被害状況	3
(3) 小川町地域防災計画等と本計画の関連	6
3 計画の期間	7
4 対象建築物	7
第2章 建築物の耐震化の現状と今後の目標	11
1 小川町の耐震化の現状	11
(1) 住宅の耐震化率の目標	11
2 多数の者が利用する建築物(法第14条第1号)の耐震化の現状と目標	12
(1) 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状	12
3 町有建築物(町有1号特定建築物を除く)	14
第3章 建築物の耐震化の促進に関する施策	15
1 耐震化の促進に向けた取組方針	15
(1) 取組方針	15
(2) 役割分担	15
2 耐震化を促進するための施策	16
(1) 町民に対する建築物の耐震化に関する知識の普及・啓発、情報提供	16
(2) 安心して耐震改修を行うことができるようにするための相談窓口の充実	16
3 耐震化を促進するための支援措置	16
(1) 建築物等耐震化関連補助制度	16
(2) 融資制度の活用	17
(3) 税制に関する措置の活用	17
第4章 耐震診断及び耐震改修の法に基づく指導等	18
1 法による指導等の実施	18
2 建築基準法に基づく勧告又は命令等の実施	18
第5章 その他建築物の耐震化の促進に関して必要な事項	19
1 関係団体等による協議会の活用	19
2 地震保険の加入促進に資する普及啓発	19
3 その他の安全対策	19
(1) 屋内での安全対策	19
(2) エレベーター等の地震対策	19
(3) 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項	19

資料編	20
1 建築基準法における構造基準の改正	20
2 用語解説	20

第1章 はじめに

1 計画の概要

(1) 計画の目的

小川町建築物耐震改修促進計画(以下「本計画」という。)は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。)第6条第1項の規定に基づき、策定するものである。

本計画は昭和56年5月31日以前に工事着手し、建築された、いわゆる旧耐震基準の既存耐震不適格建築物※1の耐震化を図ることで、地震発生時の被害を軽減することを目的とする。

(2) 計画策定の背景

本計画の策定に至るまでの主な経過は表-1.1のとおりである。

表-1.1

年 月	経 過	
昭和56年6月	建築基準法改正	
	備考	中規模の地震に対してほとんど損傷しないことの検証や、大規模な地震に対して倒壊・崩壊しないことを検証する新耐震基準の導入
平成7年1月	兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)	
	備考	最大震度7 死者・行方不明者6,437人 住宅全壊104,906棟、半壊144,274棟、一部破損390,506棟 旧耐震基準の建物に大きな被害が発生(内閣府HP災害情報より)
平成7年10月	耐震改修促進法制定	
平成12年6月	建築基準法改正	
	備考	木造住宅の接合部の仕様を明示
平成18年1月	耐震改修促進法改正:建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針の告示(以下「国の基本方針」という)	
	備考	国の基本方針に基づき、都道府県耐震改修促進計画の策定を規定
平成19年3月	埼玉県建築物耐震改修促進計画策定	
	備考	平成27年度までの耐震化率の目標 住宅90% 多数の者が利用する建築物県有100%、市町村有99%、民間90%
平成23年3月	東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)	
	備考	最大震度7 死者19,729人、行方不明者2,559人 住宅全壊121,996棟、半壊282,941棟、一部破損748,461棟 (内閣府HP災害情報より)
平成25年10月	国の基本方針の改正	
	備考	令和2年までに住宅の耐震化率95%の目標を明示
平成25年11月	耐震改修促進法改正	
	備考	大規模な建築物の耐震診断の義務化など、耐震化の促進に向けた取組を強化

年 月	経 過
平成26年3月	埼玉県地域防災計画改正
	備考 県の減災目標(表2)の設定
平成27年2月	首都直下地震に備える埼玉減災プラン-埼玉県震災対策行動計画-策定
	備考 令和2年度までに住宅の耐震化率95%の目標を設定
平成27年3月	首都直下地震緊急対策推進基本計画閣議決定
	備考 令和2年までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率95%の目標を明示
平成28年3月	国の基本方針の改正
	備考 令和7年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消とする目標を明示
平成28年3月	埼玉県建築物耐震改修促進計画改定
	備考 令和2年度までの耐震化率の目標 住宅95% 多数の者が利用する建築物 市町村有100%、民間95% (県有は100%耐震化済)
平成30年6月	大阪府北部地震
	備考 最大震度6弱 死者4人(うちブロック塀崩落により2人死亡) 住宅全壊9棟、半壊87棟、一部破損27,096棟 (内閣府HP災害情報より)
平成30年12月	国の基本方針の改正
	備考 令和7年を目途に耐震性が不十分な診断義務付け対象建築物をおおむね解消とする目標を明示
平成31年1月	耐震改修促進法施行令改正
	備考 避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等について診断義務付けなど、耐震化の促進に向けた取組を強化
令和元年7月	埼玉県建築物耐震改修促進計画一部改定
	備考 耐震診断を義務付ける道路を指定

※1 既存耐震不適格建築物

耐震改修促進法第5 条第3 項第1 号に規定される、地震に対する安全性に係る建築基法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で、同法第3 条第2項の規定の適用を受けているもの

2 小川町の被害想定及び小川町地域防災計画等との関連性

(1) 過去の地震履歴

本町を含め、県とその周辺で発生し、大きな被害を与えた地震の概要を表-1.2に示す。

表-1.2 埼玉県における主な地震被害

発生 年月日	地震名 (震源)	マグニチュード	被害記述
1923.9.1 (大正12)	関東地震 (関東南部)	7.9	(関東大震災)死者316名、負傷者497名、 行方不明者95名、家屋全壊9,268軒、半壊 7,577軒
1924.1.15 (大正13)	丹沢地震 (丹沢山魂)	7.3	関東大震災の余震。神奈川県中南部で被害 大。被害家屋の内には関東地震後の家の修 理が十分でないことによるものが多い。
1931.9.21 (昭和6)	西埼玉地震 (埼玉県北部)	6.9	死者11名、負傷者114名、全壊家屋172戸、 中北部の荒川、利根川沿いの沖積地に被害 が多い。
1968.7.1 (昭和43)	(埼玉県中部)	6.1	深さが50kmのため、規模の割に小被害で済 んだ。東京で負傷6名、家屋一部損壊50、非 住宅損壊1、栃木で負傷1名
1989.2.19 (平成1)	(茨城県南西部)	5.6	茨城県、千葉県で負傷者2名、火災2軒。他に 塀、壁、車、窓ガラス等破損。
2011.3.11 (平成23)	東北地方 太平洋沖地震 (三陸沖)	9.0	(東日本大震災)埼玉県内最大震度6弱(宮代 町)、伊奈町震度5弱。負傷者104名、家屋全 壊24棟、半壊194棟、一部損壊16,161棟、 火災12件。

(出典:「埼玉県地域防災計画」)

(2) 想定される地震の規模及び被害状況

県が、最近の学術的な知見や耐震化などの防災環境に応じて実施している「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査(以下、県調査という。)」では、5つの想定地震の被害予測を示しています。(表-1.3及び図-1.1)

なかでも、今後30年以内の発生確率が70%とされる東京湾北部地震においては、建物の全壊や約13,000棟、半壊が約43,000棟、死者・負傷者数が約8,000人、一週間後の避難者が約54,000人と想定しています。

表-1.3 地震被害想定

想定地震	マグニチュード	概 要
東京湾北部地震	7.3	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映 ※今後30年以内に南関東地域でマグニチュード7級の地震が発生する確率:70%
茨城県南部地震	7.3	
元禄型関東地震	8.2	首都圏に大きな被害をもたらしたとされる元禄地震(関東大震災)を想定 ※今後30年以内の地震発生確率:ほぼ0%
深谷断層帯・綾瀬川断層地震 (関東平野北西縁断層地震)	8.1	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後30年以内の地震発生確率:0.008%以下
立川断層帯地震	7.4	最近の知見に基づく震源条件により検証 ※今後30年以内の地震発生確率:0.5%~2.0%

注:「※」の記述は地震調査研究推進本部による長期評価を参照したものである。

出典:平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査

図-1.1 想定地震の断層位置図



出典:平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査

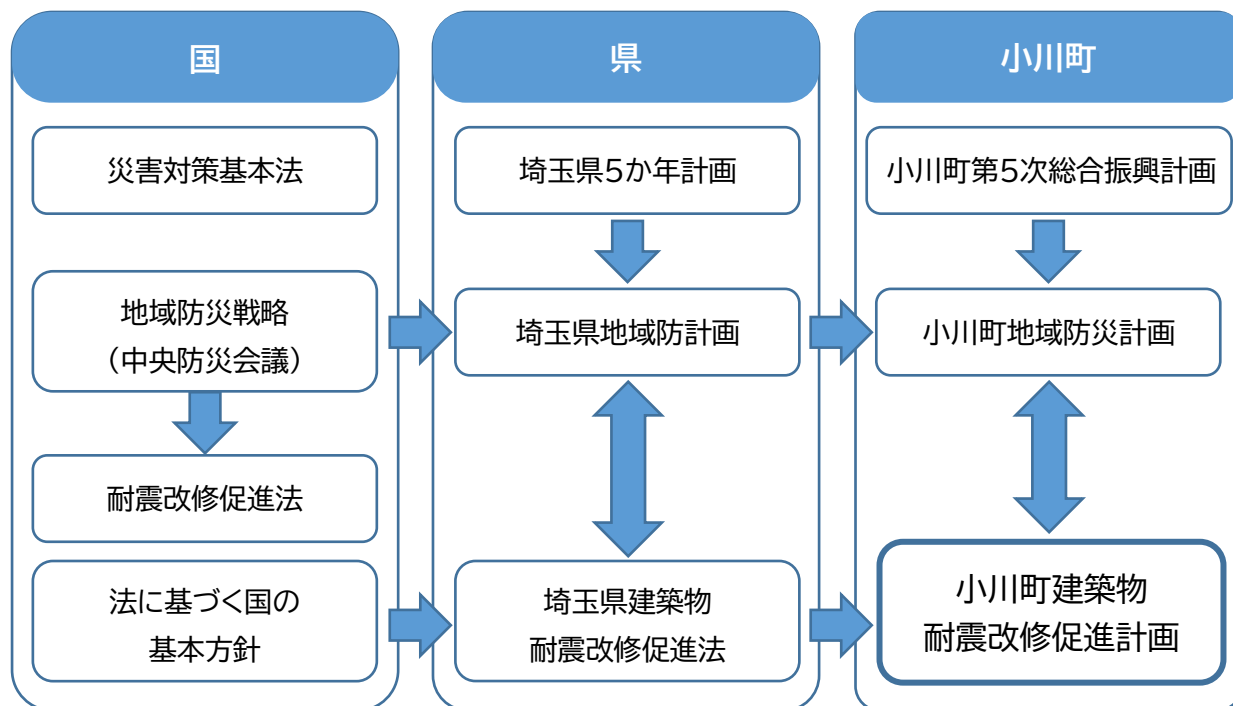
表-1.4 小川町における人的被害及び建築物被害予測

想定項目			東京湾 北部 地震	茨城 南部 地震	元禄型 関東 地震	深谷断層帯・綾瀬川断層地震 (関東平野北西縁断層帯地震)			立川断層帯地震	
						破壊開始点			破壊開始点	
						(北)	(中央)	(南)	(北)	(南)
最大震度			5 弱	5 弱	5 弱	6 強	7	7	5 強	5 強
液状化可能性(%)			0	0	0	0	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	ランク A (斜面被害の危険性が高い)		0	0	0	39	30	34	0	0
	ランク B (斜面被害の危険性がやや高い)		0	0	0	17	25	21	0	0
	ランク C (斜面被害の危険性が低い)		96	96	96	40	41	41	96	96
建物被害	全壊数(棟) (揺れ+液状化+急傾斜地+火災)	冬 5 時	0	0	0	546	412	356	0	0
		夏 12 時	0	0	0	551	417	361	0	0
		冬 18 時	0	0	0	586	453	376	1	1
	半壊数(棟)(揺れ+液状化+急傾斜地)		0	0	0	958	838	875	0	0
屋外危	ガソリン倒壊数(箇所)		1	0	0	1430	1430	1486	29	93
	自動販売機倒壊数(箇所)		0	0	0	14	14	13	0	0
	落下物発生建物数(棟)		0	0	0	349	251	215	0	0
火災焼失数(棟) 冬 18 時 8m/s			0	0	0	45	47	24	1	1
人的被害	死者数(人)	冬 5 時 8m/s	0	0	0	36	27	23	0	0
		夏 12 時 8m/s	0	0	0	12	9	8	0	0
		冬 18 時 8m/s	0	0	0	21	16	14	0	0
	負傷者数(人)	冬 5 時 8m/s	0	0	0	224	186	182	0	0
		夏 12 時 8m/s	0	0	0	141	116	110	0	0
		冬 18 時 8m/s	0	0	0	149	124	119	0	0
要救助者数(人)	冬 5 時 8m/s	0	0	0	96	72	62	0	0	
	夏 12 時 8m/s	0	0	0	44	33	29	0	0	
	冬 18 時 8m/s	0	0	0	62	47	40	0	0	
ライフライン	停電率(%)		0	0	0	17.6	13.3	11.5	0	0
	電話回線不通率(%)		0	0	0	0.6	0.5	0.3	0	0
	断水人口・1 日後(人)		0	0	0	1483 1	1394 5	1298 0	0	0
	下水道機能支障人口(人)		2	90	2	4910	4876	4778	706	773
避難者数	避難所 避難者数(人)	1 日後	0	0	0	810	641	558	1	1
		1 週間後	0	0	0	1184	1015	913	1	1
		1 ヶ月後	0	0	0	1108	953	836	0	0
	避難所外 避難者数(人)	1 日後	0	0	0	540	427	372	0	1
		1 週間後	0	0	0	1184	1015	913	1	1
		1 ヶ月後	0	0	0	2585	2224	1950	1	1
帰宅困難者数(人)	平日 12 時	1873	971	1666	4115	4105	4115	2801	2691	
	休日 12 時	2050	908	1873	3702	3702	3702	2596	2502	

(3) 小川町地域防災計画等と本計画の関連

本計画は、第五次小川町総合振興計画を踏まえ、小川町地域防災計画並びに国及び埼玉県
の計画との整合を図るものとする。

図-1.2 計画の位置付け



3 計画の期間

本計画の期間は令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

期間中の社会情勢の変化や法令等の改正などに適切に対応するため、耐震化の進捗や施策の状況を確認し、必要に応じて計画の見直し等を行う。

4 対象建築物

本計画においても昭和56年5月31日以前に工事着手し、建築された、既存建築物(以下「旧耐震基準」という。)を対象とし、耐震化の促進に取り組んでいます。

また、震災時における必要性や緊急性を考慮し、以下の建築物を優先的に耐震化する必要のある建築物とします。

表-1.5

住 宅	・昭和56年以前に建てられ旧耐震基準を適用している住宅のうち、耐震診断及び耐震改修により耐震性が確認されていない住宅
特定既存耐震不適格建築物	・多数の者が利用する建築物(法第14条第1号) ・危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物(法第14条2号) ・地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難等を困難とする恐れがある建築物(法第14条3号)
町有建築物	・小川町地域防災計画に定める防災拠点施設 ・被災時における避難、救護に必要な施設 ・高齢者、身体障害者等の災害時要援護者が利用する施設 ・多数の者が利用する建築物(法第14条第1号以外のものを含む) ・その他の施設

① 法第14条第1号に規定する建築物

法第14条第1号に規定する建築物(多数の者が利用する建築物)は、表-1.6のとおりです。町有建築物の耐震化を進めるとともに、県と連携し、民間建築物についても耐震化の促進に努めます。

表-1.6 耐震改修促進法第14条第1号に規定する建築物

用途分類	用途・種類	規模(階数、床面積の両方が下記の規模以上のものが対象)	
		階数	床面積
学校	幼稚園	2 階	500 m ²
	小学校等(小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校)	2 階	1,000 m ²
	学校(小学校等以外の学校)	3 階	1,000 m ²
病院、診療所	病院、診療所	3 階	1,000 m ²
劇場、集会場等	劇場、集会場、観覧場、映画館、演芸場、公会堂	3 階	1,000 m ²
店舗等	展示場	3 階	1,000 m ²
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	3 階	1,000 m ²
	遊技場	3 階	1,000 m ²
	公衆浴場	3 階	1,000 m ²
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	3 階	1,000 m ²
	卸売市場	3 階	1,000 m ²
ホテル、旅館等	ホテル、旅館	3 階	1,000 m ²
賃貸共同住宅等	賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舍、下宿	3 階	1,000 m ²
社会福祉施設等	保育所	2 階	500 m ²
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	2 階	1,000 m ²
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	2 階	1,000 m ²
消防庁舎	消防署その他これらに類する公益上必要な建築物	3 階	1,000 m ²
その他一般庁舎	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物(不特定かつ多数の者が利用するものに限る)	3 階	1,000 m ²
その他	体育館(一般の公共の用に供されるもの)	1 階	1,000 m ²
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	3 階	1,000 m ²
	博物館、美術館、図書館	3 階	1,000 m ²
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	3 階	1,000 m ²
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	3 階	1,000 m ²
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(一般の公共の用に供されるもの)	3 階	1,000 m ²
	事務所	3 階	1,000 m ²
	工場(危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物を除く)	3 階	1,000 m ²
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	3 階	1,000 m ²

② 法第 14 条第 2 号に規定する建築物

法第 14 条第 2 号に規定する建築物(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物)の要件である危険物の種類及び数量は、表-1.7のとおりです。

表-1.7 法第 14 条第 2 号に該当する危険物の種類と数量

危険物の種類		危険物の数量
①	火薬類	火薬の場合 10t 他規定あり
②	消防法第 2 条第 7 項に規定する建築物	各々「指定数量」の 10 倍
③	危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類	30t
④	同政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類	20m ³
⑤	マッチ	300 マッチトン※
⑥	可燃性ガス(⑦・⑧除く)	20,000m ³
⑦	圧縮ガス	200,000m ³
⑧	液化ガス	2,000t
⑨	毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物	20t
⑩	同第二項に規定する劇物	200t

※マッチトンはマッチの計量単位。1マッチトンは並型マッチ(56×36×17mm)で 7,200 個、
約 120kg

③ 法第 14 条第 3 号に規定する建築物

地震発生時に通行を確保すべき道路(以下「緊急輸送道路」という。)とは、災害時の拠点施設を連絡するほか、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等を目的とした道路です。

本計画において緊急輸送道路は、埼玉県地域防災計画に定められた第一次特定緊急輸送道路、第一次緊急輸送道路及び第二次緊急輸送道路、並びに小川町地域防災計画に定められた緊急輸送道路とします。図-1.3のとおり。

法第 14 条第 3 号に規定する建築物(地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難等を困難とする恐れがある通行障害建築物)の高さの基準は、以下に示すとおりです。

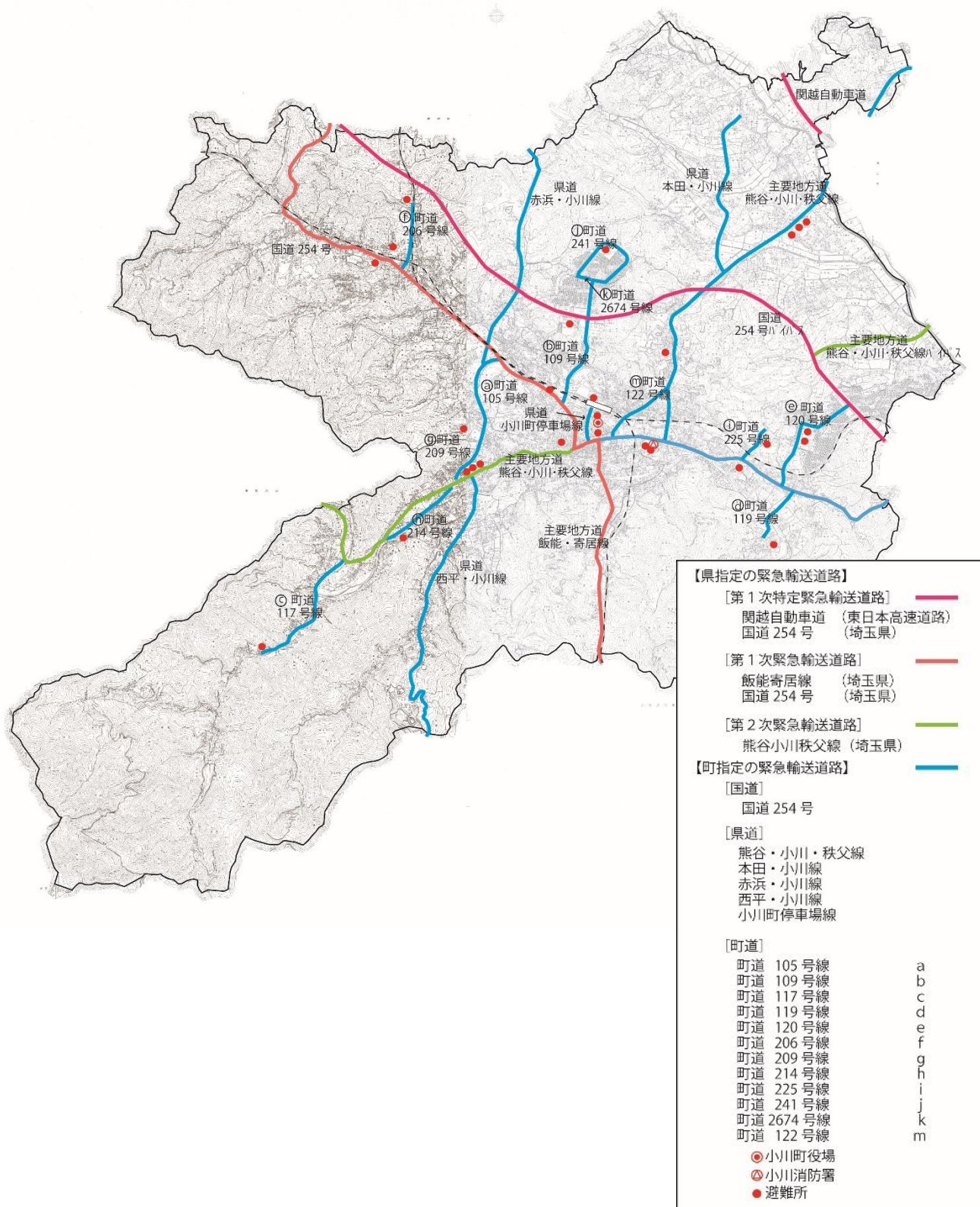
《法第 14 条第 3 号に規定される建築物の高さの基準》

- ①前面道路幅員が 12mを超える場合：前面道路幅員の1/2の高さを超える建築物
- ② 前面道路幅員が 12m以下の場合 ：6mを超える高さの建築物

《緊急輸送道路位置図》

埼玉県地域防災計画及び小川町地域防災計画において、指定している緊急輸送道路は図-1.2の路線です。

図-1.3



第2章 建築物の耐震化の現状と今後の目標

1 小川町の耐震化の現状

住宅の耐震化については、県と町の役割分担のもと、支援制度の創設や所有者への啓発活動などにより、耐震化の促進を図ってきました。

当初計画策定時(平成21年3月末)の耐震化率と現状の耐震化率の推移は表-2.1のとおりです。耐震化率から12.6%向上しましたが、当初計画策定時の目標耐震化率90%には達していません。

表-2.1 住宅の耐震率の推移

(単位:棟)

種 別	全住宅 ①= ②+③	昭和 56 年以前の 住宅 ②=③+ ④	耐 震 性 あ り※ ③=②×推 計 値 + 改 修戸数	耐震性 なし ④	昭和 57 年以降の 住宅 ⑤	耐震性の ある住宅 ⑥=③+ ⑤	耐震化率 (%) ⑦=⑥/① ×100
平成 21 年 3 月	15,040	7,645	929	6,716	7,395	8,324	55.3
平成 27 年 3 月	15,120	5,690	837	4,853	9,430	10,267	67.9
令和 3 年 3 月	15,578	3,801	467	3,334	11,777	12,244	78.6

※耐震性のある住宅及び耐震化率とは

耐震性のある住宅とは、新耐震基準適用の昭和57年以降に建てられた全住宅棟数と、旧耐震基準適用の昭和56年以前に建てられた住宅のうち、耐震性があると考えられる住宅棟数を国土交通省調査の推計値から算出した住宅棟数に住宅・土地統計調査において改修済みとした戸数の割合を足した数字となります。また、耐震化率は町内全住宅数に対し、耐震性のある住宅の割合を示します。

(1) 住宅の耐震化率の目標

本町における住宅の耐震化率の目標は、国の方針や県計画並びに本町の地域防災計画を踏まえて、令和7年度までに95%とすることとします。なお、現在の住宅の耐震化率は表-2.2のとおりです。

表-2.2 住宅の耐震化率の現状と目標

	当初計画策定時耐震化率 (平成21年3月)	現況の耐震化率 (令和3年3月)	目標とする耐震化率 (令和7年度)
住 宅	55.3%	78.6%	95%

2 多数の者が利用する建築物(法第 14 条第 1 号)の耐震化の現状と目標

(1) 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

本町における多数の者が利用する建築物の耐震化の状況は、町有建築物及び民間建築物併せて 66 棟で、このうち耐震性を有する建築物は 56 棟です。町有及び民間建築物を合算した耐震化率は 84.8%となります。耐震化率の推移は表-2.3 のとおりです。

表-2.3 多数の者が利用する建築物の耐震化の推移 (単位:棟、%)

調査 年月	区分	全建築物 ①= ②+③	昭和 56 年 ②=③+④	以前の建築物		昭和 57 年 以降の建築 物⑤	耐震性のあ る建築物 ⑥=③+⑤	耐震化率 ⑦=⑥/① ×100
				耐震性 あり③	耐震性 なし④			
平成 21 年 3 月	町有	34	13	1	12	21	22	64.7
	民間	31	13	2	11	18	20	64.5
	計	65	26	3	23	39	42	64.6
平成 27 年 3 月	町有	32	10	9	1	22	31	96.9
	民間	35	12	2	10	23	25	71.4
	計	67	22	11	11	45	56	83.6
令和 3 年 3 月	町有	32	10	9	1	22	31	96.9
	民間	34	11	2	9	23	25	73.5
	計	66	21	11	10	45	56	84.8

ア) 町有建築物(表-2.4)

町有建築物については、学校や災害対策ための拠点となる重要な施設が多く、町では地震による被害を最小限にとどめるため、防災対策上の重要度・緊急度を踏まえながら計画的な耐震化に取り組んでまいりました。耐震診断は全て終了しており、耐震性のない建築物については、「小川町公共施設等総合管理計画」を踏まえ、計画的に耐震化を図ります。

また、多数の者が利用する建築物の規模要件に含まれないが、避難所等防災上重要な建築物や多くの町民が利用する建築物等についても、引き続き計画的に耐震化を図るものとします。

イ) 民間建築物(表-2.5)

民間の多数の者が利用する建築物は、地震が発生した場合には大きな被害が想定されます。このため、引き続き県の施策に協力し、耐震化を推進します。

表-2.4 多数の者が利用する建築物(町有)の耐震化率

(単位:棟、%)

施設区分	全建築物 ①= ②+⑤	旧基準建築物			新基準 建築物 ⑤	耐震性 のある ⑥=③+⑤	耐震化率 ⑦=⑥/① ×100
		②= ③+④	耐震性 あり③	耐震性 なし④			
学校等	18	6	6	0	12	18	100.0%
病院・診療所	0	0	0	0	0	0	-
劇場・集会場等	1	1	0	1	0	0	0.0%
店舗	0	0	0	0	0	0	-
ホテル・旅館等	0	0	0	0	0	0	-
賃貸住宅等	3	0	0	0	3	3	100.0%
社会福祉施設等	1	0	0	0	1	1	100.0%
消防庁舎	0	0	0	0	0	0	-
その他一般庁舎	1	1	1	0	0	1	100.0%
体育館	7	2	2	0	5	7	100.0%
その他 ※1	1	0	0	0	1	1	100.0%
計	32	10	9	1	22	31	96.9%

※1 その他には、図書館を掲載しています。

表-2.5 多数の者が利用する建築物(民間)の耐震化率

(単位:棟)

施設区分	全建築物 ①= ②+⑤	旧基準建築物 ※1			新基準 建築物 ⑤	耐震性 のある ⑥=③+⑤	耐震化率 ⑦=⑥/① ×100
		②= ③+④	耐震性 あり③	耐震性 なし④			
学校等(幼稚園)	2	0	0	0	2	2	100.0%
病院・診療所	6	3	1	2	3	4	66.7%
劇場・集会場等	0	0	0	0	0	0	-
店舗	2	1	0	1	1	1	50.0%
ホテル・旅館等	0	0	0	0	0	0	-
賃貸住宅等	5	2	0	2	3	3	60.0%
社会福祉施設等	5	0	0	0	5	5	100.0%
体育館	1	1	0	1	0	0	0.0%
その他 ※2	13	4	1	3	9	10	76.9%
計	34	11	2	9	23	25	73.5%

※1 旧耐震基準の建築物のうち耐震診断を行っていないものは、「耐震性なし」としています。

※2 その他には、ゴルフ場(クラブハウス)、事務所、工場を掲載しています。

③ 多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標

多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標は、国の基本方針及び県計画を並びに本町の地域防災計画を踏まえて、町有建築物は令和 7 年度までに 100%、民間建築物は令和 7 年度までに 95%とすることとします。

表-2.6 多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標

	当初計画の目標 (平成 27 年度)	目標とする耐震化率 (令和7年度)	現況の耐震化率 (令和 3 年 3 月末)
町 有	100%	100%	96.9%
民 間	90%	95%	73.5%

3 町有建築物(町有 1 号特定建築物を除く)

町有建築物には 1 号特定建築物の規模要件に含まれませんが、防災上重要な建築物や多くの町民が利用する建築物等があります。このため、町有 1 号特定建築物の耐震化と合わせて、以下に示すような建築物についても、「小川町公共施設等総合管理計画」を踏まえ、計画的に耐震化(耐震診断、建替、耐震改修、除却、用途廃止)を図るものとします。

- ・ 特定建築物の規模要件に含まれないが避難場所となっている施設やライフライン施設等の防災上重要な建築物
- ・ 学校校舎、学童クラブ等の多くの町民が利用する建築物
- ・ 町営住宅団地の住棟
- ・ 上記以外で被災すると町民に影響があると考えられる建築物

なお、町有建築物の旧耐震建築物の状況は表-2.7 のとおりとなっています。

表-2.7

用途区分	施設の例示 ※1	旧耐震建築物	
			耐震性 あり
(A)防災上重要な町有建築物			
①災害対策本部が設置される施設	町役場	1	0
②医療救護活動施設	総合福祉センター	0	0
③避難収容施設	公民館、保育園等	1	1
④ライフライン施設	浄水場、給水場、農業集落排水水施設	6	1
⑤社会福祉施設	デイケア施設等	0	0
(B)多くの町民が利用する町有建築物	小・中学校の校舎、学童クラブ等	4	3
(C)町営住宅	町営住宅団地の住棟	43	15
(D)その他の町有建築物 ※2	町役場関連施設、給食センター等	6	0
計		61	20

※1 トイレ、用具入れ等の小規模施設は含まないものとします。

※2 その他の町有建築物:給食センター、旧小川小学校下里分校、和紙体験学習センター、武道館、文化財整理室、町民会館(ホール棟)

第3章 建築物の耐震化の促進に関する施策

1 耐震化の促進に向けた取組方針

(1)取組方針

建築物の耐震化の促進のためには、まず、建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題として意識して取り組むことが不可欠となります。

町は、建築物の所有者等に対し、建築物の耐震化に関する責任が所有者等にあることを自覚していただけるよう、意識啓発を進めるとともに、費用などの負担軽減の施策など、国や県の施策と連携し引き続き取り組みます。

① 住宅耐震化の促進に関する取組

住宅の耐震化の促進については、国や県及び関係機関と連携して次の支援を行います。

- ・ 町民に対する建築物の耐震化に関する知識の普及・啓発、情報提供
- ・ 耐震診断及び耐震改修に係る助成制度の実施
- ・ 安心して耐震改修を行うことができるようにするための相談窓口の充実
- ・ 県と協働した無料簡易耐震診断や耐震改修・安心リフォーム相談会等の実施
- ・ その他耐震化の促進を図るための施策

② 町有建築物の耐震化の促進に関する取組

町は、町が所有する1号特定建築物をはじめ、小川町地域防災計画に定める防災拠点施設など本計画において、優先的に耐震化を図る町有建築物について、「小川町公共施設等総合管理計画」を踏まえ、耐震化を図るとともに、地震時のリスク軽減を図ります。

③ 民間建築物の耐震化の促進に関する取組

多くの者が利用する建築物、また、地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難等を困難とする恐れがある通行障害建築物など地震発生時には大きな被害が発生することが予想される民間建築物について、国や県及び関係機関と連携しながら、所有者の意識啓発や情報提供の充実に努めます。

(2) 役割分担

①町の役割

町は、地震災害から町民の生命、身体及び財産を保護することを基本とし、本計画に基づき、住宅や優先的に耐震化すべき町有建築物の耐震化を促進して地震に強いまちづくりに努めます。町民に対しては生活に密着した住宅の耐震診断及び耐震改修の補助制度のさらなる周知を図り、建築物の安全性の向上、地域の連帯による防災意識の高揚に関する啓発及び知識の普及を行うこととします。

また、多数の者が利用する建築物のうち民間建築物に対しては、耐震診断及び耐震改修の支援制度など、国や県と協力し情報提供を行うなど、耐震化を推進していきます。

② 建築物所有者等の役割

建築物の所有者は、地震災害対策を自らの問題のみならず、地域全体の問題といった認識を持って主体的に建築物の耐震化に取り組む必要があります。特に旧耐震基準によって建てられた建築物の所有者は耐震改修や建替え等に努め、自らの生命と財産を守ることを基本とし、地震時における道路閉塞、出火など、地域の安全に影響を与えかねないことを十分に認識して主体

的に耐震化に取り組むこととします。

2 耐震化を促進するための施策

(1) 町民に対する建築物の耐震化に関する知識の普及・啓発、情報提供

① 地震防災マップの活用

町は、建築物の所有者等の防災意識高揚を図るため、発生のおそれがある地震の概要と地震による地盤の揺れやすさ、建築物の倒壊の危険性を掲載した地震防災マップ(ハザードマップ)を活用し、知識の普及・啓発に努めます。

② 広報等による情報の周知

町は、耐震診断及び耐震改修に関する事業の促進を図るため、この計画で定めた目標や施策等の概要について広報やホームページ等を活用し、町民への周知を図ります。

③ リフォームに合わせた耐震改修の誘導

町は、町民の住宅のリフォーム、バリアフリーリフォーム等の機会を捉えて、耐震診断及び耐震改修に対する情報提供や意識啓発を行い、耐震改修を誘導します。

④ 自主防災組織との連携

町は、小川町地域防災計画に基づいて、既存のコミュニティ(町内会、自治会等)を活用した自主防災組織の組織化の推進、育成を図ります。

また、自主防災組織を通じて、県が実施している無料簡易耐震診断を受けるよう、働きかけを行います。

(2) 安心して耐震改修を行うことができるようにするための相談窓口の充実

① 相談体制の充実

住宅リフォーム工事に伴う消費者被害を防ぎ、また、建築物の所有者等が安心して耐震改修を実施できる環境を整えておく必要があります。

このため町では、安心して耐震改修を実施できるようにするため、相談体制の充実を図るとともに、地元業者と協力した住宅相談を引き続き実施します。

② 無料簡易耐震診断等の実施(出前診断を含む)

町は、県で実施する木造住宅の無料簡易耐震診断や耐震改修・安心リフォーム相談会を町民に周知し、耐震診断及び耐震改修の促進に努めます。

なお、木造住宅の無料簡易耐震診断は、昭和 56 年以前に建築された、1～2 階建て木造住宅(プレハブ住宅を除く)を対象に、県の機関である建築安全センターにおいて実施しています。

3 耐震化を促進するための支援措置

(1) 建築物等耐震化関連補助制度

① 国が行う支援制度

国は、社会資本整備総合交付金を活用し、耐震診断及び耐震改修の支援を行っています。

② 県が行う支援制度

県は、多数の者が利用する民間建築物の耐震化を図るための補助制度を創設しています。県の補助制度の周知を図り、民間の多数のものが利用する建築物の耐震診断及び耐震改修を推進しま

す。

③ 町が行う支援制度

町は、平成 22 年度に住宅の耐震診断及び耐震改修の補助制度を創設し、住宅の耐震診断及び耐震改修に要する費用の一部を補助しています。

(2) 融資制度の活用

住宅及び民間建築物の耐震診断や耐震改修の実施にあたり、低利で融資が受けられる制度が、県内の一部金融機関で創設されています。また、独立行政法人住宅金融支援機構の耐震改修やリフォームに関する融資制度を実施しており、町では、これらの制度の周知を図ります。

(3) 税制に関する措置の活用

一定条件を満たす住宅の耐震改修等については税制上の特例措置として、所得税等の減税措置が設けられています。これらの措置の周知を図ります。

第4章 耐震診断及び耐震改修の法に基づく指導等

法に基づく耐震診断及び耐震改修の実施に関する指導、助言及び指示等については、所管行政庁が行うこととなっているため、本町においては県が行うこととなります。このため、必要に応じ建築物の所有者に対する指導、助言及び指示等について県に要請します。

1 法による指導等の実施

県及び所管行政庁は、法第14条に定める建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修の的確な実施を確保するため、必要に応じて法第15条第1項の規定に基づく指導・助言並びに同条第2項に基づく指示等を実施します。

その指示に従わなかったときは、その旨を広報等を通じて同条第3項に基づく公表を行います。公表の方法については、県及び本町の広報及びホームページへの掲載等とします。

2 建築基準法に基づく勧告又は命令等の実施

特定行政庁は、県及び所管行政庁が法第15条第3項に基づく公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合で、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については、建築基準法第10条第3項の規定に基づく改修命令を行うことができます。

また、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うことができます。

なお、建築基準法の勧告、命令制度については、県と連携して行います。

第5章 その他建築物の耐震化の促進に関して必要な事項

1 関係団体等による協議会の活用

町は、県、市町村及び建築関連団体で構成される「彩の国既存建築物地震対策協議会」を活用し、会員相互の綿密な連携の下に住宅及び建築物の耐震化の促進を図るものとします。

彩の国既存建築物地震対策協議会会員名簿

会員数	75会員		
県	埼玉県		
市町村	63 市町村		
建築関係団体 11 団体(順不同)			
一般社団法人埼玉建築士会		一般社団法人埼玉県建築士事務所協会	
一般財団法人埼玉県建築安全協会		一般社団法人埼玉建築設計監理協会	
一般社団法人埼玉県建設業協会		一般財団法人さいたま住宅検査センター	
公益財団法人埼玉県住宅センター		埼玉土建一般労働組合	
建設埼玉		埼玉県住まいづくり協議会	
一般社団法人日本建築構造技術者協会 関東甲信越支部 埼玉サテライト(JSCA 埼玉)			

2 地震保険の加入促進に資する普及啓発

地震による損害を補償する地震保険については、平成30年度末の加入率が全国平均で約32.2%、埼玉県平均32.3%という状況であり、大規模な地震災害発生後の迅速な復旧を図るためには、地震保険への加入を促進する必要があります。

このため、本町は県と連携し、地震保険の保険料及び補償内容をはじめ、地震保険控除等の特例措置について情報提供に努めます。

3 その他の安全対策

(1) 屋内での安全対策

家具類の転倒及び落下を防止するため、家具の転倒防止に関するパンフレットの配布等による周知を行い、家具を固定することの重要性の普及を図ります。

(2) エレベーター等の地震対策

地震時のリスク軽減のため、エレベーター等が設置された建築物の所有者等に対し、地震時のリスクなどを周知するとともに、地震対策に努めるよう啓発を行う。

(3) 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

緊急輸送道路に接する敷地の建築物の倒壊によって道路の機能が妨げられないことがないよう建築物の耐震診断及び耐震改修の実施状況を把握し、その促進に努めます。

町は県と連携し、緊急輸送道路沿道の建築物の調査を進めるとともに、安全性を確保するためブロック塀、看板、自動販売機並びに歩道の安全点検を実施するように努めます。

1 建築基準法における構造基準の改正

昭和53年に宮城県沖地震が発生し、その被害を踏まえ、耐震設計基準が抜本的に見直され、建築基準法が大幅に改正(昭和56年6月1日施行)された。

昭和56年5月31日以前に着工された建物が「旧耐震基準」による建物、昭和56年6月1日以降に着工された建物が「新耐震基準」による建物と呼ばれている。

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災においては、旧耐震基準による建物に被害が多く、新耐震基準における被害は比較的少ないという傾向が明らかになっている。

2 用語解説

●建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修促進法)

阪神・淡路大震災の教訓をもとに平成7年12月25日に施行され、新耐震基準を満たさない建築物について積極的に耐震診断・耐震改修を進めることとされた。

さらに、平成17年11月7日に改正耐震改修促進法が公布され、平成18年1月26日に施行された。大規模地震に備えた学校や病院等の建築物や住宅の耐震診断・耐震改修を早急に進めるため、数値目標を盛り込んだ計画の策定が都道府県に義務付けられるとともに、市町村に対し計画策定の努力義務が課せられた。

●建築物の耐震化

耐震診断により耐震性がないと判定された住宅・建築物について、改修、改築等を行い地震に対する安全性を確保すること。

●小川町地域防災計画

地震や風水害等の大きな災害の発生に備え、災害の予防や災害が発生した場合の応急対策、復旧対策を行うため、「災害対策基本法」に基づき、町及び町域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者が処理すべき事務又は業務を定めた計画

●震度

ある場所における地震の揺れの強さのこと。

●マグニチュード

地震そのものの規模を示す値。地震のエネルギーと関係した量で、1大きくなるとエネルギーは約32倍大きくなる。

●所管行政庁

建築主事を置く市町村又は特別区の区域については、当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については、都道府県知事をいう。ただし、建築基準法第97条の2第1項又は第97条の3第1項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

●特定行政庁

建築基準法に基づき建築確認や違反建築物への是正命令等を行う建築主事が置かれている地方公共団体の長のこと。小川町においては、大規模及び小規模な建築物については埼玉県が特定行政庁となっている。

小川町建築物耐震改修促進計画

[令和3年度～令和7年度]
令和3(2021)年4月

発行:小川町 都市政策課
〒355-0392 比企郡小川町大字大塚 55 番地
電話:0493-72-1221(代表)